

決 議 案 提 出 書

県内公立学校のたび重なる不祥事に対する猛省及び徹底した
再発防止策を求める決議案

上記決議案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり、提出します。

令和3年3月24日

神奈川県議会議長 鳴村 ただし 殿

神奈川県議会議員	河本文雄
同	石川裕憲
同	大村 悠
同	須田 こうへい
同	神倉 寛明
同	池田 東一郎
同	新堀 史明
同	中村 武人
同	渡辺 ひとし
同	北井 宏昭
同	小川 久仁子
同	作山 ゆうすけ
同	長田 進治

県内公立学校のたび重なる不祥事に対する猛省及び徹底した再発防止策を求める決議（案）

県内公立学校の教員による様々な不祥事が後を絶たない。

とりわけ児童・生徒に対するわいせつ事案は、再発防止に向けた様々な取組を実施しているにもかかわらず、毎年、必ず発生し、さらに、令和2年度には管理職による事案も起きている。

わいせつ事案は、被害児童・生徒の心に一生涯ぬぐえない苦しみを与えるもので、断じて許すことはできず、決してあってはならないものである。

また、平成31年度、令和2年度及び令和3年度の県立高等学校の入学者選抜学力検査において、9校で11件の採点誤りが発生した。採点誤りは平成27年度及び平成28年度入学者選抜においても、8割近くの県立高等学校で起きており、その結果、本来合格していたはずの生徒が不合格とされ、生徒の人生に多大な影響を与えてしまった事実も明らかとなっている。

この採点誤りを受けて、県教育委員会の主導により、すべての県立高等学校において深く反省し、再発防止のための対策を講じてきたところであるが、再び採点誤りが発生したことは誠に痛恨の極みである。

今後、不祥事を防止し、教育現場が再び信頼を得るためには、すべての教員の資質、学校長をはじめとする学校管理職のマネジメント力、そして教育委員会と各学校との危機意識の共有について、各々の立場で徹底した見直しを図っていくことが必要である。

よって神奈川県議会は、二度とわいせつ事案や採点誤りが発生しないよう、県教育委員会が所管するすべての教育現場において、たび重なる不祥事に対して猛省するとともに、より一層児童・生徒の心に寄り添い、徹底した再発防止策を講じるよう強く求める。

以上のとおり決議する。

令和 年 月 日

神 奈 川 県 議 会